

令和元年度第4回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 9月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 9月10日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 9月10日		午前 11時 56分	
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	番			番		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教育振興課長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教育振興課	中 村 綾 子		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健康・保険課長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健康・保険課	和 泉 理 恵		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町民福祉課長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町民福祉課	恒 松 つ ぐ み		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子ども対策課長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	魚 住 雅 彦	子ども対策課	吉 地 美 紀		
	税 務 課 長	平 川 博	環境整備課長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	木 下 孝 二	環境整備課	佐 々 木 英 人		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	那 須 隆 二		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第12号	多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて
議案第13号	多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第14号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第15号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについて
議案第16号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第17号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第19号	令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第20号	令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	平成30年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第23号	平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第25号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第26号	平成30年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第27号	平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号	平成30年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第29号	平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 12 号」 多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 12 号、多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 13 号」 多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 13 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 14 号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 14 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番村山さん。

○5 番（村山 昇君） 議案第 14 号について質疑をいたします。

今回の費用、報酬、費用弁償に関する条例の一部改正ということでございます。この中で、区長の報酬、別表で今回 39 万 1,000 円を 41 万 1,000 円に改めるということでございます。この 41 万 1,000 円になる根拠をお答えいただきたいと思います。

それと、この差が 2 万円あります。この 2 万円を 47 行政区で掛けますと、94 万ですか、総額 94 万ありますけれども、これ今までの報酬については、年額平均というなことで上げてありますが、これは均等割あるいは世帯割というふうなことでしてあるだろうと思います。その 2 万円の配分の仕方、これについてどのようなことでされるのか、お尋ねをしたいと思います。

それからこの条例につきましては、2020 年の 4 月から法改正によりまして、費用弁償等についての条例が改正されるようになっておりますけれども、これはもう 12 月では、遅すぎるんではないかというな事で私は思っておりました。これ 9 月で出された根拠といいますが、それについて 3 点ほどお尋ねをいたします。

○議長（高橋裕子さん） 町長、吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。

今、村山議員の方からお尋ねがあった、この 2 万円の根拠ですけれども、この 2 万円の根拠としてはですね、全体に各 47 行政区に対して、大変区長さん、ご苦労されてるってことが一つあります。それは、人口が減少してきている、それからお年寄りの 2 人世帯が増えてきている、単身世帯も増えてきている。そういう中で、なかなか地域の相談役あるいはお世話役としてですね、頑張っていたらいたるんですが、なかなかそれに対して報いる術がこれまでなかったと。報酬はありますけれども、しかし、それに対してですね、本来、そういうことはどうかなというふうにも思うこともあるんですが、区長さん方から、報酬を上げてほしいという申し入れが去年のたしか 6 月だったと思うんですが、申し入れがありました。そのときは 3 万円ということで申し入れがありましたが、当初はですね、すべての区がリサイクルに出させていただいてるわけではないんですけど、すべての区がリサイクルに出させていただいてるという前提で、費用弁償の 12 カ月分と、残り、差額はガソリン代合わせて大体、ガソリン代にしてはですね、やはり訪問されるときとか、そういうときに当然必要だと思っておりますので、そういう部分も含めて、非常にご苦労いただいと。しかも 21 年間、報酬として据え置かれたままであるということも言われましたので、やはり区長さんたちには大変お世話になっているというのが、これは間違いないことですので、行政としていくらか、幾ばくかその報いるためには、2 万円の報酬のアップということを、検討させていただいて、今回提出をさせていただきました。それがまず根拠として一つ目。

それから条例改正は、区長さんの身分が変わるということを言われています。言われていますというか、総務省からそういうものが文書が来ておりますので、区長の身分は平成、すいません 2020 年の 4 月 1 日から身分が変わります。今のところ、非常勤の特別職の公務員ということなんですが、その身分が変わると。これは今総務課、また執行部の方でいろいろと検討しておりますけれども、どういう形に持っていくのか、形はまだ決まっております。そういう意味で言えば、4 月 1 日ですから、今度の来年の 3 月議会ですね、3 月の定例会議で提案してもいいんじゃないかというお話がありましたけれども、こちらは一つは、区長さんたちの要望が実は 6 月であったということ。しかし、そのそのときには、上げておりましたけれどもそれは私が、議会の皆さんのいろんな議会の皆さんとの論議の中で取り下げをさせ

ていただきました。まだ時期尚早であるということですね、取り下げをさせていただきますが、9月には、やはりこれは区長さんとの約束でありますので、約束は守らなければならないと思っておりますので、そういう約束に基づいて今回出させていただきます。当然、12月議会では、来年の4月から身分が変わりますので、その身分が変わることに対しての条例改正というのは当然出てきます。9月に条例改正をして、さらに12月に条例を改正をやるのかと、これは矛盾していないと言われる議員の方々のご意向は、よくわかります。しかし、これは、今年の6月から、いろんな話し合いを区長さんとしてきた中で、その場の熱気というのがですね、非常にありましたので、それを私は組んで今回上げさせていただきます。

まずその約束を守らなければならないという私の立場、ですから、これは私の立場からすれば、私は正しい、議員の立場からすれば議員は正しいということは言えるかもしれませんが、そういう意味で今回、2万円の報酬のアップということで提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 2万円の配分について。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 2万円の配分の仕方はですね、すべての行政区、47行政区に対して、均等割として2万円ですね、という配分の仕方ということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 今、根拠を聞きましたが、要望は3万円。それを2万円にということですがけれども、約束を守らなきゃならない。これは、子どもと親との小遣い銭の取り決めじゃありません。多良木町の条例なんですよ。条例で区長の報酬を決めるのに、3万円出てきたから2万円にしとってくれとか、2万円の理由を後づけでリサイクル等にガソリン代とか、そういう理由のつけ方っていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

これは、区長というのは、区から、推薦を受けて、受けた方を町長が任命をするということになっております。その任命を受けた内容といいますのは、調査、連絡、報告、その他の事務を行うということで、任命をしてあります。やっぱりそういう中での根拠っていうのを、積み上げたところでの2万円というなことで出さないと、リサイクルにはほとんど全員、区民の方が出て協力をしていただいて、その益金っていうのは、区に入ってくるようになってるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、根拠については今申しましたように、私は理由にならない。それと、配分の仕方ですけれども、これ100戸、100世帯以上、あるいは50世帯か、世帯数でいきますと10戸のところ、あるいは多いところで256戸、世帯がありますけれども、これを均等割、平等割だけでいくというのは、どうかなと。この2万円というのは、年報酬の平均額で上げてあるんじゃないかと思うんです。平均で2万円ということならば、この平等割、世帯割で割ってやらないと、それぞれの区の区長さん方についてはどうかなというふうに思いますけれども、その点について再度、質疑いたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 去年の6月から区長さんたちと話してきた内容を子どもと大人のそういう戯言ごとに矮小化してほしくはないと思います。真剣な話し合いでしたので、その場にいなければわからないという部分は、これ実はあったんですね。ですから、いや、私も、議員おっしゃるように、こういう形で本来決められるべきものではないというのは私もよくわかります。それは、賃上げとか、それを、今これだけ仕事してるから、これだけ上げてくれとかいうことを、区長さんの立場として、非常勤の公務員として、それを言うというのは、やはり私も若干疑問を感じます。しかし、やはり、あのその場の熱気というか熱意というか、そしてもう、いわば引っ込みがつかないような状態になった、そこでの回答としてはやはり町としてはそれなりに誠実に回答しなければならないというふうに思っております。

区長さんの立ち位置は、議員がおっしゃるとおり、その地区から推薦をされて、その地区

の信頼を受け、受けておられる方々、その地区では、だれからも、人格的に間違いないというふうに思われてる方ですね、そういう方が区長さんとして上がってこれるんで、そういう方々の中から、賃上げを、失礼しました報酬を上げてくれと言われるのは、どうかなというふうに思う部分は確かにあります。ありますけれども、しかし現実にはそういう問題が起きていくということで、そこはやはり自分たちの執行部の問題としてとらえ返していく中で、やはりそこは回答出していかなければならない。門前払いとかそういうことは役場の方はお世話になっている立場ですので、絶対できないわけです。

リサイクルに移りますけれども、これはよく区長さんになられる方に聞くことなんですが、区長さん方は軽トラックを持ってないと、なかなか区長にはなりにくいということをよく聞きます。それは、やはりあの住民の方々皆さんでリサイクルをやっておられる。そしてそれは住民のために使われる。例えばリサイクルやってるから区費が上がらないで済むとか、そういうことは実際あると思うんですね。で、やはり先頭に立って頑張っておられる方々が区長さんの中にはたくさんいらっしゃいます。で、区が広いのでいくつかに分けてそれぞれの担当の何って言いますかね、その責任者の方に受け持っていてリサイクルをされているところとか、あるいは老人会がリサイクルを受けておられるところ、いろんなリサイクルの形はあると思うんですが、しかし、そこに多少なりとも区長さんたちは、関わっておられる。そして、その中でいろんな調整をし、そしてまたお願いをし、主体的に関わっている方々が多いということですね。ですから、そこはやっぱり、何って言うんですかね、議員の皆さん方は、根拠としてはどうかなというふうなことは、全員協議会で私も言われましたけれども、しかし、やはりそこは考えなくてはいけないという、リサイクルに対して頑張っていてというものは多くの区長さんたち、そしてまた区長さんになられたその時点でやはりリサイクルに対しては主体的に関わっていかなければならないということは区長さん自身が一番自分でわかっておられることだと思いますので、それを否定することはやはりできないというふうに思います。

それから、均等割というのはおかしいんじゃないかと。例えば、200世帯、すいません、200人ぐらい住民の方がいらっしゃる世帯とそれから、数十人しかおられない世帯、それに全部均等割を2万円ずつ上げていくというのは確かにおかしいって言い方はよくわかります。しかしですね、やはりそれを、どういう形でそこで割って、一人一人っていう形にすると、非常に計算も複雑ですし、やはりこれは私としては執行部としては、区長さんに大変お世話になってるという意味で、2万円の報酬の報酬を上げるということに着地点を見出したわけですので、そこらあたりはご理解いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山昇君） 3回目ですが、今、2万円の平等割、これは条例の別表を見ますとですね、年額平均なんです。年額平均。年額平均の2万円上がるちゅう意味ですよ。一律に2万円やるという意味でないと思うんですけども、こういう上げ方をすれば、先ほど私が言いましたように、平等割世帯割で割らんと、平均ていうのは出てこんちゃなかですか。そのところを勘違いしないようにしてもらわんと、この別表には、年額平均41万1,000円となってますよ。平均で2万円上がるちゅう意味ですよ。でしょ。ですから一律に2万円やるちゅう表ではないと思うんですけども、そのところを総務課長どういうことか。もう3回目ですので、これであとの質疑者に譲りますけれども、その点について再度。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。多良木町報酬及び費用弁償に関する条例というのがありますが、別表第1におきまして、議会議員から選挙管理委員会委員その他、多数の委員等の報酬等が書いてありますが、その中で、区長報酬のところにつきましては、現在、

39万1,000円年額平均、改正後が41万1,000円年額平均ということですが、平均てのが書いてあるのが、ちょっと過去の状況とかを調べましたときに、この条例規則の方ではですねその配分方法については規定をされておられません、以前、従来より、区長会の方の申し合わせ事項におきまして、このトータルの報酬を均等割7割、世帯数割で3割ということで計算をし直してそれぞれ配分をするっていうふうに申し合わせ事項でこれまでなされてきたというふうに聞いております。

今回、その申し合わせ事項どおりですと7:3にきっちり分けるということになりますが、先ほど町長の話もありましたように、今回は2万円アップを均等割でお願いしたいということですので、そうした区長さん区長会での、従来からの申し合わせ事項があるということも踏まえまして、均等割の方で2万円をアップしたいということをお区長会の方にもお願いしながら進めていくということになるかと思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 今回の条例改正報酬額がですね、2万円平均ということなんですが、この実施日が平成31年4月1日からということですので、当然さかのぼることになるんですが、今回ですね、この条例案とともに、いわゆる予算計上提出がなされておられません、これはどういう理由によるのでしょうか、あるいはその予算いつ提出されるおつもりなのか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今回条例のみを出ささせていただきました。理由は、予算の中に予算を組み込む。本来ならば条例と予算は一体のものとして上げなければならないんですが、前回の全員協議会でかなりこれに否定的なご意見がありました。そして、今でも、議員の方々の中にはどうだろうなっていう疑問の声もあります。そういったことを加味すれば、当然、予算を組替なければならない。組替というか、予算をやり直さなければならないんですね、差し替えが生じてきます。

そういった部分で、今回ご承認いただければ12月議会で予算を組んでお支払いするのは3月末ということになりますので、お支払いの仕方が9月末に10万円、残りの金額を3月末に払うということになっておりますので、十分12月で間に合うという判断をしております。

ですから、こちらでご承認を皆さんがたにいただければ、当然12月には金額として予算が上がってくるということになります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に反対者の発言を許可いたします。

10番宇佐さん。

○10番（宇佐信行君） 私は、反対の立場で討論をいたします。

この条例改正案は、区長報酬のみの改正が提案されております。町長への要望書の提出があっており、心情的には理解できないこともないですが、法改正による非常勤職員等の制度改正が予定されており、その改正案は、12月定例議会に提出予定と聞いております。

本来、改正予定があるならば、他の非常勤職員等との制度改正と併せて、しっかりとした積算根拠をもって提案されるべきと私は思います。

この改正案が今回審議され、12月定例議会で再度審議を行うということは、議会としては、容認しがたい事案であります。

よって、この案につきましては、反対いたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に原案に賛成の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決いたします。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（高橋裕子さん） 起立少数であります。

したがって、議案第 14 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、否決されました。

訂正の申し入れがありましたので許可いたします。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほど村山議員のいろんな発言のときにですね、私が、区長さんは非常勤の公務員としての立場ではなくなるというふうにさっき申し上げましたが、そこらあたりをもうちょっと検討させていただきたいと思います。

仮にその今のままの身分でいけるような条文があればですね、それをちょっと検討してみたいと思っておりますので。

○議長（高橋裕子さん） 町長、その発言は訂正ではないです。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、失礼しました。答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど私が、区長さんの身分が非常勤の特別職の公務員とではなくなると言いましたが、これは訂正させていただきます。これを削除をよろしく願います。

日程第 4 「議案第 15 号」 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、議案第 15 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 16 号」 多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 5、議案第 16 号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第17号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算(第3号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第6、議案第17号、令和元年度多良木町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番豊永さん。

○8番(豊永好人君) 1点ほどですね、お聞きしますけれども、まず、ページの15をお開きください。その中でですね、款、農林水産産業費、農業費、目の堆肥センター備品管理費ということで、目ですね、節の備品購入費、720万ということで、高額な備品が買われます。それに至った理由、わけ。

それとどういふふうな備品を購入されるのか、詳細な説明をお願いします。

○議長(高橋裕子さん) 水田農林課長。

○農林課長(水田寛明君) それではお答えさせていただきます。

豊永議員のご質問のホイルローダーの備品についてですけれども、これにつきましては今回、黄色いホイルローダーが堆肥センターの方にございますけれども、そちらが堆肥センター開設当初から、平成8年度から稼働しておりまして、今年で23年目ということになっております。これにつきましては、使用年数による老朽化、堆肥を扱うことによる腐食等が大変進んでおります。

このホイルローダーにつきましては、平成31年4月にギアミッションの故障ということで動かなくなっていました。これにつきましては、修繕ということで部品についてですね、問い合わせたところ、もう現在は製造がされていないということもございまして、修繕につきましてはちょっと見込めないという状態になっております。

そのため6月の定例議会におきまして、使用料及び賃借料でホイルローダーのリース料としまして約240万円ほどの補正をお願いしたところでございます。故障後、国県等の補助金等を探しておりまして、追加要望という形で環境保全型農業総合支援事業というのが出てまいりました。単県の補助金でありますけれども、こちらの方を使いまして、今回、9月の補正を上げさせていただいたという形になります。

ホイルローダーにつきましては、現在がですね、1立米の積載のホイルローダーを持っておりましてけれども、それを今度1.2立米のキャビンなしという形のホイルローダーを購入させていただきたいということで、今回の補正を上げさせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑ありませんか。

10 番宇佐さん。

○10番(宇佐信行君) 私は、17 ページ。17 ページのですね、土木費、道路橋りょう費ですね。目の道路維持費でございます。の委託料 600 万という予算が計上されておりますが、これ道路防災点検委託料ということで明示されておりますが、この点検箇所ですね、どういうふうな内容であるのか。

また、延長とその箇所があればですね、何箇所であるのかをお伺いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 久保環境整備課長。

○環境整備課長(久保日出信君) お答え申し上げます。

道路防災点検委託料につきましては、既に当初予算で計上させていただいております、委託を発注しております。槻木地区の荒水線、同じく槻木の町道荒水谷皆越線の法面関係の防災の点検を委託しております、合わせましてまた黒肥地地区の町道北部横断線の法面点検という形で委託を今お願いをしているところでございます。

今回の補正につきましては、その点検結果におきまして、町道荒水線の法面につきましてちょっと法面の返上がある箇所が見つかりまして、その地すべり関係の調査を今回追加で調査のことをやることにちょっと方向性を方向を決定いたしまして、ここの経過の観察ということでですね、今回、6 月分の点検委託料という形で今回計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長(高橋裕子さん) 10 番宇佐さん。

○10番(宇佐信行君) えっとそのいわゆる延長とですね、その箇所というのはわかりますか。延長と箇所、何箇所かという。

○議長(高橋裕子さん) 久保環境整備課長。

○環境整備課長(久保日出信君) 今回の防災点検の追加部分でございますけども、法面につきましては約 100 メーターの法面でございます、合わせまして今ボーリング調査をやっております。

2 箇所ボーリング調査をやってございまして、その結果をもとにまた傾斜系統もいれましてですね、形状の観察を行いたいと考えております。以上です。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9番(久保田 武治君) 2 点ほどちょっとお尋ねをいたします。

まず一つは、9 ページの国庫支出金。節 1 の総務費補助金のプレミアムつき商品券の事務補助、それから事業補助ということで、285 万 4,000 円、それから 1,360 万 5,000 円ですね、が歳入としてあがっているんですが、これは消費税の引き上げに伴って、国の補助で実施される事業というふうに承知をしてるんですが、住民税の非課税世帯、それから 2016 年の 4 月 2 日から今年の 9 月 30 日までに生まれた子どもの世帯主を対象とするというふうになってると思うんですが、現在、この対象者が何名で、実際に申請何名あっているのか。

熊日の報道によりますと、県下でも 45 万人ぐらい対象なんだけれども、なかなか申請が少ないというふうなことも出てございまして、人吉の場合が 7,500 人に対して 1,000 人程度しかまだ登録されてない、申請がですね、されてないというふうなことでしたんで、本町の事情はどのようなふうなんでしょうか、まずそのことについてお伺いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) お答えいたします。

プレミアムつき商品券につきましては国庫補助金ということでございますが、285 万 4,000 円を計上いたしております。こちらにつきましては、プレミアムつき商品券事業の事務全体に対しまして国の方から補助が来るということで、これは補助全額事務費として来るものでございます。

それから、プレミアムつき商品券の補助金ということで1,364万5,000円いただいておりますが、これはプレミアム分、1人当たり5,000円分を国の方の補助金で上乗せをしていただくということで、いただく予定のものでございます。

対象者につきましては、事前に対象と見込める方を拾い上げまして、予算計上しております。見込み数につきましては2,729人でございます。それに対しまして上乗せ分の5,000円を乗じまして、予算計上しているところです。

これはまだあの現在、申請中でございますので、昨日現在では300名ちょっとということですね、こられておりますけども、まだ申請が続きますので、これが増えていくものとは思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） それに関してもう1点伺いたいと思うんですが、商品券を使える店舗の登録。確かこれ募集されてると思うんですが、何店舗になっているのか。

それから例えば今回ですね、この事業の場合で実際にまあ今の答弁できますか。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

すいません、これ質問に上がっておりませんので、関連質問しか認められません。

○9番（久保田 武治君） え、質問。

○議長（高橋裕子さん） 最初の質疑が2点しか上がっておりませんので。

ちょっと暫時休憩いたします。

（午前10時41分休憩）

（午前10時41分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（久保田 武治君） 私がちょっと理解不足がありましたので申し訳ありません。

もう1点はですね、17ページの災害対策費の中で、節の9、旅費、これは多良木町防災士会というふうに14万4,000円が支出されてるわけですが、これ現在の本町でですね、防災士は何名いらっしゃって、その会員として活動なりをなさっているのか、そして、この費用全体がこれ旅費ということなんですが、その内訳といたしますか、使い道といたしますか。

その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答え申し上げます。多良木町防災士、費用弁償ということでございますが、これにつきましては14万4,000円ということで計上させていただいております。

現在、町で把握しております防災士の方が32名ということで、主に元消防団の分団長をされたOBの方がされているのがほとんどでございます。その3回程度、1,500円掛ける30人掛ける3回程度ということで、今回予算をあげさせていただいております。

中身につきましては、まだ今回防災士会の立ち上げということでございますので、その立ち上げ時の総会時の費用弁償、それからいろいろ今まで個人で活動されてたと思うんですけども、意見交換とか勉強会も必要ということで、研修会の際の費用弁償、それから町の方で総合防災訓練予定しておりますので、そういったところにも参加していただきたいということでその分も含めて費用弁償ということで内訳としては計上しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 18 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 7、議案第 18 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番中村さん。

○2 番(中村正徳君) 7 ページの総務費、総務管理費、一般管理費の中で超勤手当が今回 139 万円組まれておりますけれども、これについての超金手当についての内容とそれからこの仕事量に対して、人員不足が原因してゐるのではないかなと私が思うわけですが、そちらについてまずお伺いをしたいと思っております。

私の所管の事務調査に入っておりませんので、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) お答えいたします。

国保の分の超過勤務手当ということでございましてはさまざまございますが、例えば、健診率アップのためのその対策の事務、あるいはジェネリック普及対策の事務、またメタボリック対策のためのデータ作成と、そういったことがございます。

特に月別で申し上げますと、7 月が 1 番多ございました。これは納付書、あるいは保険証ですね、を送る月でございます。ということで事務が重なったということも一つの理由でございます。

とあと、人員不足ではないかということでございますが、議員おっしゃるとおり、うちの係、保険年金係ですね、通常係長含めて 4 名おるんですけど、今年は 5 月ぐらいだったかですね、それからは産休、育児休暇ですね、そちらに入っております。ということで 1 名減っておるのは間違いございません。

しかしながら、予算の方で措置していただきまして、非常勤職員を当初から雇っておるところでございます。それにそういうところではございましたが、それでもちょっと不足するみたいなものですから、さっきの補正 2 号だったですかね、で臨時職員の方もお願いしておるところでございます。

そういうところでございます。以上です。

○議長(高橋裕子さん) 2 番中村さん。

○2 番(中村正徳君) ただいまの答弁、お答えいただいた中では、事務量の増加に伴って超勤が増えているという答弁でございました。

お一人の方が産休で休まれて、本来でしたら 4 人体制が行っているところであるけれども、1 人臨時で補っているのだから、職員の不足にはなっていない。でも、事務量が増加しているというふうなことでございますけれども、これは時間帯にして何時間の何週、時間何時間ぐらいになるんでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 東健康・保険課長。

○健康・保険課長(東 健一郎君) お答えいたします。

時間帯ということでございますが、業務が通常 5 時 15 分終わりますが、その後の時間とい

うことじゃなしに月別で申しますと、7月、実績で申しますと7月が1番多ございました。主に、主にといいますか3名の超過勤務手当でございますけど、先ほど申しましたが、納付書あるいは保険証の送付あたりにかかった業務がございますので、そこが1番多かったというところがございます。

時間も具体的に申し上げます。3名おりますので、7月で申し上げます。すいません。合計が5月が3名合わせまして96時間、6月が65時間、7月が156時間、8月につきましては、概数でございますが、約60時間程度でございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 最後になりますけども、何が言いたいかっていうとですね、これは当然、労働基準法に則ったいわゆる36条協定に則ったところでの超勤、のっての基準内でのことだろうと思っておりますけども、この事務量が増えてくればですね、職員の数っていうのがですね、やっぱり数というのが足らなくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

また、労働時間内の仕事量も増えてきますし、ないとは思いますが、サービス残業等々もですね、やらなきゃいけないのかなと思ってますんで、そういうことはないとは思いますが、やっぱり人事、人員の配置というものは十分考えていただいて、職員さんに余り負担のかからないような人事の方法っていうの取っていただきたいと思っておりますけども、町長、そのことに対してはどのように考えておられますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 5月6月7月の健康・保険課の状況は聞いておりましたので、課長と話をしました。

その結果やはり、さっき言いました送付ですね、送付の件数が非常に多いので、何分、今こう残ってやってもらっていると。一過性のものなので、これはこの時期が過ぎるとある程度緩和するということだったもんですから、ただ、役場としては、やはりあの人を雇う場所でもあるんですね。ただあんまりあの人を入れ過ぎると今度は多過ぎるといふふうに言われますので、そこらあたりは慎重に考えながらやっていきたいと思うんですが、しかし、やはりさっき36協定の話がされましたが、余りにもその超過勤務の時間が多くて、職員の方々の体調を壊すとか、また精神的にバランスを壊してしまうっていうことになるとですね、これはやはり労務管理上非常に問題があると思っておりますので、そこらあたりは担当課とですね、忙しいということは各課長の方から話は聞いておりますので、そういったところはしっかりフォローしていきたいというふうに思っています。

今は臨時の方でやっておりますけれども、本来ならば、育休とか、それからそういうものは子育ての面から言えばどんどん奨励をしていきたいというふうに思っておりますし、やはり子どもさんがなかなか生まれないという部分もありますので、そこらあたりもしっかりこう奨励しながらもフォローすべきところをしっかりとフォローしていくということをこれからやっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 19 号」 令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 19 号、令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 20 号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、議案第 20 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） 7 ページの目の 5、節の 7、賃金、92 万 3,000 円の補正ですね。認知症地域支援推進員賃金のところですか。

この認知症地域支援推進員というのが、お尋ねしますけど、何人いらっしゃるのか。

それと、その人たちの職種と業務の内容を詳細にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。認知症地域支援推進員賃金ということでございますが、現在、人数はおりませんが、1 人予定しておるところでございます。

職種につきましては、今回臨時職員をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 業務の内容は。ここで暫時休憩といたします。

（午前 10 時 59 分休憩）

（午前 11 時 8 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、認知症地域支援推進員ということについて、内容についてご説明申し上げます。

この推進員とは、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての機関を通じて必要な医療、介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要であると、そうされております。

ということで、このため、市町村ごとに地域包括支援センター、認知症疾患支援センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス及び地域の支援機関の間を連携するための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う、その方をさしております。

○議長（高橋裕子さん） 11番猪原さん。

○11番（猪原清君） 課長が説明されたことは私も残念ながら知ってますので、上球磨地域包括支援センターに聞いたところ、認知症地域支援推進員ということで何人が動いてるという答えがあったもので、私は多分向こうも勘違いされてるのかなと思うんですけど、そうした場合にこの賃金という形で上げると上球磨地域包括支援センターの給料もらいながらまたこういうさらにこういう賃金が発生するのかなという疑問を持ったもので質問したわけです。

ということはまだ今現在はまだ臨時職員は雇われていない、見込みということですね。92万3,000円というのはもう純粹にその臨時職員の給与っていうか賃金ということですよ、雇った場合の。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

現在、当初予算では非常勤職員を雇う予定でございましたが、結果的に人材がおらず、雇うことができておりません。

今回、年間を通してではございませんが、よければ9月あたりから人材がおられましたら、臨時職員でお願いしたいということで、賃金のほうに組み替えたというところでございます。

ということでまだ1名も雇いはできておれないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第21号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第21号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 22 号」 平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 11、議案第 22 号、平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 23 号」 平成 30 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 12、議案第 23 号、平成 30 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) まず 1 点目、76 ページの歳出ですが、総務費、節の使用料及び賃借料ということで、住宅借上料というのが 18 万 1,804 円上がっております。これはいったいどういうその目的っていうか、どういう事情でこの借上料というのがこの歳出されたのか、それぞれについて、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長(高橋裕子さん) 前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) お答えいたします。

一般管理費の中におきまして、18 万 1,804 円ということで、住宅借上料ということでございますが、これは職員が 1 名、令和元年度から県庁のほうに出向をいたしましたので、その前に 3 月分からです、住宅料が発生、準備等々ありまして発生しておりますので、県庁出向に伴う住宅料ということで決算で出てきたものでございます。以上です。

○議長(高橋裕子さん) 9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) もう 1 点伺います。114 ページのですね、目の住宅土地統計調査費ということで、節の 1 の報酬に 25 万 5,815 円あがっております。

これ平成 29 年度の実績は 2 万 6,427 円だったんですが、約 10 倍の支出ということになるんですが、これの、これだけ支出が増えたその理由と、それから土地統計調査、住宅土地統計調査の目的といいますか、その辺の活用っていいですか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

住宅土地統計調査につきましては、これは例年毎年行うものではございませんで、30 年度が調査の年に当たったということでございます。

これあの多良木町の全地区を調査するわけでございまして、その中から、国の方で抜粋してされるところでございます。今回、この指導員の報酬に当たりましては、住宅土地統計調査の報酬に当たりましては、指導員が 1 名、それから調査員が 5 名あたっていたところでございます。

この調査につきましては、その区域内にある住宅に何人の方が住んでおられるか、どういった生活の活動をされているかということについて、それぞれの家庭にお尋ねして、それを国の方でまとめていくというような調査の内容でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 今のことに関連してですが、この場合の指導員というのは例えば土地家屋調査士とか、そういう資格を持った方なんかは任用されるのでしょうか。

その辺どうなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

この統計に係ます指導員につきましては、資格を持っておられる方が指導員となるわけではございませんで、これまで統計調査の調査員として携わっていただいた方をまず指導員としてお願いして、調査員が調査をされた内容を見ていただくと、そういった業務でございますので、書き損じがないか、漏れがないか、そういったものをチェックする役割の方でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 30 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 13 「議案第 24 号」 平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 24 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第14 「議案第25号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第14、議案第25号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第15 「議案第26号」 平成30年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第15、議案第26号、平成30年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 30 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 16 「議案第 27 号」 平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 27 号、平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番村山さん。

○5 番（村山昇君） 歳入の 307 ページ。使用料で、現年分が 200 万、滞納繰越分で 340 万程度、収入未済額が出ておりますけれども、500 万からの使用料の滞納があるというようなことだろうと思いますけれども、原因ていえば払わんで滞納でしょうけれども、何か滞納に対して、説明ができる理由があればお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） はい、お答えいたします。

使用料につきまして、現年分ということで滞納がございます。収納率につきましては 98.3%ということですので、対前年比、若干、ポイントが上がっております。また滞納繰越分につきましては、収納率 31.7%ということで、こちらにつきましては若干、前年比下がった状態でございます。

こちら使用料につきましては、上水道事業と一緒に使用料を徴収しておりますので、いろんな水道の給水停止等含めながらですね、徴収の方はあたっておまして、滞納分につきましては、残っておりますけれども、これにつきましては大きな原因でちょっと分かりませんが、他にも、他の税につきましてもいらっしゃる方もおられますので、それとあわせましてですね、収納の方については対策をとってやっているところでございます。

大きなちょっと原因もありませんけれども、収納につきましてはですね、ますますの収納対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 5 番村山さん。

○5 番（村山昇君） これは水道料と一緒にということで、使用料を払っていらっしゃると思えますけれども、水道についてもこういう滞納があるということだろうと思いますけれども、これは水道の方は滞納者には停めることもあろうと思いますけど、下水道の場合には停められんでしょから、その辺について、やっぱり水道と話し合いして、でくるだけ滞納がないようにしていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 30 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

については、認定することに決定いたしました。

日程第 17 「議案第 28 号」 平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 28 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） ページが 2 ページにわたるんですけど、それぞれでいいですかね。

まず、346 ページ、委託料の上球磨地域包括支援センター運営委託料の件ですが、この運営委託、委託の内容を教えてください。委託料の内容ですね。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

委託の内容ということでございますが、そもそも包括支援センターにつきましては、各町村で運営するか、あるいは当地区のように合同で運営するかということになっておりますが、内容といたしましては、介護を要する人の相談に乗ったり、またケアプランですね、その作成とか、いろいろ多岐な業務にわたっておりますので、ちょっと詳しくは存じておりません。

○議長（高橋裕子さん） 11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） 聞き方が悪かったかもしれないんですが、これは 3 カ町村合同、3 カ町村ですかね、これ何といいますか、人件費ということですか要は。

この 662 万 1,318 円というのは、多良木町が出すこの上球磨地域包括支援センターに対する人件費ってことですよね。業務の内容はわかりますけど。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。

まず、人件費のみではございませんが、そのセンターとして運営するさまざまな事業がございますので、その費用となりますが、ちなみにこの負担割合ですね、内容でございますが、まず、総額のといいますか、均等割が 20%、人口割が 40%。また、第 1 号被保険者数割が 40%ということで、各町村といいますか、上球磨 3 カ町村ですね、で負担をしあって運営をしておるといふふうなところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） その件についてはわかりました。続いていいですかね。

350 ページの認知症初期集中支援推進事業委託料。これの初期集中支援推進事業の事業内容と、その委託料の内訳ですね、それを教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 認知症初期集中支援事業、推進事業委託料ということでございますが、約 360 万円でございますが、これにつきましては、認知症の方が例えばおられましたら、それをどうやって支援していこうかというふうな検討の場でございます。

これにつきましては、主に、包括支援センターが中心となっておりますが、看護師とか、社会福祉士、そういう方が集まって個々の個人の方のですね認知症の方のこれからの生活がどうやっていったらよりよい生活になるのか、そういう対策を練っていく場でございます。

認知症の方ということでございますので、このサポート的な方といたしまして、吉田病院の専門医の方もお願いいたしまして、アドバイスをいただいておりますのでございます。

委託料の金額につきましてはすいません、手元に資料がございませんのであれなんですけど、これもやはり、上球磨 3 カ町村ですね、共同でやっておりますので、各町村の負担があ

るところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） 業務の内容は大まかにわかりましたけど、その推進員という方が吉田病院の専門の方ですよ。吉田病院の職員ということは吉田病院からも給料もらっている。で、アドバイスとか、役割ですよ、それでこの 367 万 814 円っていうこの報酬というか、その方だけじゃないと思うんですけど、この事業全体に対する費用だと思うんですけど、こんなに必要なもんですかね、367 万。

ただ、必要であればわかりますけど、367 万っていうのはちょっと結構高額ですよ。今説明された内容からすれば、に対しては私はちょっと多いかなあと思ってはいます。

またなぜかという、その初期集中支援推進事業というのが全然私ら町民目線から見てどんな活動をしてるのかなっていうのがあんまりピンとこないもんで、その辺でちょっとこのそれに対する金額がこれで適当なのかなあって、適当だったのかなあと思ったもんですからお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 37 分休憩）

（午前 11 時 51 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 認知症初期集中支援事業の委託料ということでございますが、事業内容の費用の詳しい内訳ですね、ちょっと今探してみましたが、なかなかちょっと所在が分からないものですから、後ほど議員の方に配付させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 11 番猪原さん。

○11 番（猪原清君） 今の件についてわかりました。

最後ですけど、同じページの 13、委託料。地域ケア会議推進事業委託料についてですけど、これ地域ケア会議推進事業ですよ、ぱっとみ、町民目線から言わせてもらいますと、この地域ケア会議の推進事業に、なぜ 341 万 9,595 円もかかるのかなと。

地域ケア会議というのは恐らく、恐らくというか上球磨地域包括支援センターが主体で開催すると思うんですけど、これに対してはもう、地域ケア会議の職員にはですね、もうそういう人件費はいってるわけですよ。恐らく人件費ではないと思うんですけど、ましてやこれ 3カ町村が負担するということになれば多良木町だけではないですよ。

この最初言ったとおり、地域ケア会議推進事業委託料が、なぜ 341 万 9,595 円かかるのかなっていうのを伺いたい。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 地域ケア会議推進事業委託料ということでございますが、議員おっしゃられましたとおり、事業の一部を包括支援センターの方へ委託するところがございますが、これにつきましては、ちょっと現在、手元に資料がございませんで、後ほど、先ほどの初期集中支援チームですね、あれと合わせまして、資料を提出させていただければと思います。

すいません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 18 「議案第 29 号」 平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 29 号、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定することに決定いたしました。

○議長（高橋裕子さん） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午前 11 時 56 分散会）